いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる 重大事態の調査結果について(t小学校)【公表版】

1 事案の概要

本件は、平成31年4月に個別支援学級に在籍していた女子児童(以下「当該児童1」という。)及び男子児童(以下「当該児童2」という。)が、令和元年5月頃から発生したいじめを受けて心身に重大な被害が生じたとの申出があり、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項の調査を開始した事案である。

2 調査組織

横浜市いじめ問題専門委員会(以下「本委員会」という。)

3 答申(調査結果)

(1) 認定しうる事実及びいじめの有無について

ア総論

法第2条の「いじめ」と評価するためには、「当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」に該当していること、すなわち、当該申告の対象となった「行為」が当該児童に対して向けられていることが必要となる。ここでいう「向けられている」とは、「結果的に当該児童が対象になった」ということを意味するものではなく、 客観的な行為の態様に加え、少なくとも行為者が当該児童に行為が向くことを認識していることが必要であると解するべきである。

イ 当該児童1について

(7) 第1事案

令和元年 5 月、給食の時間中に食事をしていた男子児童 (以下「関係児童 A」という。)がくしゃみをしたときに、口の中のものが飛び、当該児童 1 のお皿に入ったとの訴えについては、関係児童 A がくしゃみをした事実を認定することができるものの、そのくしゃみは反射的なものであり、手で防ごうとしていたこともあわせて考えれば、当該児童 1 に「向けられて」行ったとは認められず、法上の「いじめ」であると認定することはできない。

(イ) 第2事案

同年5月、関係児童Aが舐めた指でいろいろ触ったり、鉛筆をボリボリ食べたりしていて、それを見た当該児童1が不快感を覚えたとの訴えについては、関係児童Aは無意識に指を舐めたり、鉛筆を噛んだりする「習癖」を有しており、授業中にそのような習癖を出していた事実は認められる。当該児童1がこれを見て不快感を覚えたことは否定できないものの、関係児童Aが当該児童1に対して行ったことを認めるに足りるような事情は存在しないため、関係児童Aの行為は当該児童1に向けられたものではなく、法上の「いじめ」であると認定することはできない。

(ウ) 第3事案

同年6月、関係児童Aが給食配膳時、箸かごの中にある箸の先端を触り、それを見た当該児童1が不快感を覚えたとの訴えについては、関係児童Aが箸の先端を触っていた事実が存在する可能性が高く、これを目撃した当該児童1が心身の苦痛を感じることは十分に考えられるが、当該児童1に向けられた行為とは評価できず、法上の「いじめ」であると認定することはできない。

(I) 第4事案

同年6月、関係児童Aの給食の食べ方が汚い、授業中指名される前に大きな声で答えを言う、当該児童1に顔を近づけたり近寄ったりしてきた、関係児童Aが手を舐めて、当該児童1の体をベタベタと触ってきたとの訴えについて、後述の行為以外については、当該児童1に向けられた行為ではないため、法上の「いじめ」であると認定することはできない。

他方で、関係児童Aが当該児童1に顔を近づけたり近寄ってきて触ったりしたという行為については当該児童1に向けられた行為であり、また、関係児童Aは普段から手を舐める習癖があり、その様子を普段から見ていた当該児童1が、心身の苦痛を感じることについては否定できないため、法上の「いじめ」に該当する。

(オ) その余の事実認定について(背景事情)

関係児童Aは、その有する習癖について、教諭から指導を受けており、治せるのであれば治したいと思っていて、当該児童1を個別に狙う意図や当該児童1に対する悪意というものは一切認められなかった。関係児童Aは当該児童1に対して心身の苦痛を感じさせる意図で行為をしておらず、当該児童1が物事に敏感に反応するという特性が重なったことにより、結果として当該児童1が心身の苦痛を感じる事態となってしまったと考えられる。

(加) 第5事案

当該児童1は、男子児童(以下「関係児童B」という。)から「ズボンの中を見せて」と言われたり、体を触られそうになったので手で振り払ったりしたと学校に訴えたり、複数回触られた旨を警察に報告したりした件については、申出を裏付ける客観的な証拠は存在せず、目撃者等の情報も得られなかったため、客観的事実について確認ができなかった。当該児童1の発言を否定するものではないが、本委員会としては関係児童Bによる当該児童1に対する法上の「いじめ」の認定には至らなかった。

ウ 当該児童2について

当該児童2が上級生の関係児童Bから、拳で頭をグリグリされるなどして怖かったとの訴えについては、具体的な態様や程度については明らかではないものの、当該児童2と関係児童Bとの間になんらかの身体的な接触があった事実が存在し、当該児童2の心身の苦痛を認めるに足りる相当の理由を認めることができるため、関係児童Bの行為は法上の「いじめ」に該当する。

(2) 当該小学校及び教育委員会の対応について (総論)

法が広くいじめを定義している趣旨は、苦しんでいる児童生徒に対して、より早く、より広く、深刻化しないうちに学校で対応することにある。したがって、いじ

めの訴えがあった時に、まずは目の前の困っている児童生徒の立場に立って、その 思いを丁寧に聴き支えていく支援が必要である。その上で、いじめをしたとされる 児童生徒の行為の内容や質によって、学校は指導の在り方を検討し適切に行うこと が求められている。学校がいじめと訴えのあった状況を的確に把握し、その状況に 応じて児童生徒を将来に向けて育成していくこと、それがいじめの基本的な対応の 姿勢として求められるものである。

さらに、いじめの訴えがある時に、児童生徒間のトラブルであると表面的に認識し対応することは不十分であると言える。他方で、いじめに当たると判断した場合に、直ちに形式的に被害者と加害者という関係性で捉え、その全てにおいて加害者とされた児童生徒へ厳しい指導を行うことは適切とは言えない。

本調査では、こうした視点において、学校及び教育委員会の対応を検証した。

(3) 当該小学校の対応について

ア 当該児童1と関係児童Aとの事案について

(7) 学校組織としての情報の集約と記録の不十分さ

個々の教諭らは詳細な記録を手にしていたが、学校記録として情報が集約されておらず十分に保存されていなかった。学校いじめ防止対策委員会の記録がないことや学校記録があっても内容が不十分であった。学校組織としていじめの訴えの事実と対応の記録を残し、少なくとも調査に関わる関係書類を保管しておくことは児童生徒指導の組織的な対応の基本であり、事実の記録はこれからの対応や改善の出発点として必要不可欠である。

(イ) 組織的な対応方針の決定

a 個別支援学級において情報の共有が乏しく、個々の教諭がそれぞれに指導 と支援を行っていた

当該個別支援学級は、平成30年度までは一つの教室で合同の活動を設けながら、必要に応じて複数の学級に分かれて活動していたが、31年度からは学級編制を変更し、複数の学級が二つの教室に分かれて合同の活動を設けていた。したがって、前年度以上に職員間で全児童らの情報を共有し、その上で指導や支援の方針を決定していくことが必要であったが、二つに分かれた教室の様子や広く児童の情報を共有して方針が決定されているとは言えなかった。

さらに、同じ教室で活動する際に他の担任が受け持つ児童へ積極的な声かけはせず見守るということが暗黙にあり、各担任が知り得た一人ひとりの児童の理解や対応を職員間で共有し協議することが行われていなかった。

b いじめの認知をめぐる学校現場の葛藤

教諭らは、関係児童Aの行為をいじめと認めることに躊躇があった。当該 児童1が嫌な気持ちになったことは理解できるが、関係児童Aの行為は教育 支援計画において継続的に指導して改善してきていること、故意に当該児童 1に向けられたものではないこと、また全ての事案で関係児童Aは当該児童 1へ謝罪していること等があった。教諭らのもう一つの躊躇は、いじめと認 知すると、当該児童1をいじめの被害者として優先的に考えて、当該児童1とその保護者が学校や関係児童A側へ求めた厳しい対処を受け入れ、当該児童1の嫌だと思うことを取り除かなければいけないと考えたこと、そして、学校はそれを受け入れがたいとしていたことが影響していたと思われる。

c 校長のリーダーシップが不足した校内の対応

いじめの該当性について、校長が教諭と学校教育事務所との板挟みとなり、判断がつきかねたのは十分に察するが、学校の対応は校長の権限の下で行われるものである。校長は、特別支援教育の範疇で関係児童Aの特性である行動を修正することで当該児童1やその保護者が納得するだろうと捉え、保護者との穏便な関係の構築が児童や教諭を守ることになると考えた。それゆえ、学校ができることとできないことの線引きを示さず曖昧な態度をとったため、その結果、当該児童1の保護者らの不信を高めた。

他方で、個別支援学級教諭や専任らは、いじめの認知を受けて当該児童1をいじめの被害者として優先し、関係児童Aを加害者として位置づけて対応していった。校長のリーダーシップの下で学校組織の全員が情報を共有し協議した上で対応方針を明確にするような場は設けられず、学校は当該児童1の思いや関係児童Aの行為の内容や質等の状況に応じた支援や指導を具体的に検討することなく、また学校組織として一定の方針に基づいて対応するのではなく個々の教諭がそれぞれの判断で対応していった。

(ウ) 成長発達に向けた指導と支援について

a 双方への配慮が不十分となった学校運営の問題

学校は、再発防止として当該児童1と関係児童Aとの校内での接点を減らすために、関係児童Aのクラス替えや関係児童Aへ外遊びはしないなどの行動を制限したり、関係児童Aの登校時間をずらしたりすることを行った。校長は接点を減らすことは双方への配慮と受け止めていたが、教職員は関係児童A保護者へ向けていじめの加害者だから我慢するようにという意味合いに受け止められる発言をしていた。このことは関係児童Aに負担を強いるものであり、結果として関係児童Aが学校で孤立することになった。

学校は、児童生徒の成長発達を保証する責任があり、心身の苦痛を感じている児童に寄り添った上で、その克服に向けて適切な指導や見守りを行う役割が求められている。個別支援学級ではなおさら、いじめと認知したとしても、障害特性や発達段階が異なる児童間で起きていることを形式的にいじめの被害者と加害者との関係だけで捉え、画一的ないじめ対応を行うべきでなかった。

b 一人ひとりの困っている児童生徒の立場に立つということ

当該児童1の経過から言えることは、いじめを訴えた児童生徒の困り感をまずは受け止め、その対応として安全と安心を高めることが不可欠である。その上で、児童生徒が乗り越えていくために、その困り感をどのように周囲に伝えるとよいか、どのように解消するとよいか、そしてこれからの人との関わりの中で困り感を抱えた時に自分らしく過ごしていくこころの在り方

などを一緒に考え育んでいく支援が必要であると言える。

他方、関係児童Aに対しては、いじめをした児童生徒を加害者として画一的に位置づけ指導していることである。一般的に加害者という言葉には否定的評価が伴うものであり、いじめの態様の吟味なくして教育現場において安易に用いることは適切ではない。

学校がいじめという出来事を通じて児童生徒の成長を促す指導を心がけるならば、行った行為の質や内容に応じた指導を適切に行わなければいけない。法が定義するいじめの行為は幅広く、そこにはいじめという言葉を使わない指導、いじめという言葉を使っての指導、そしていじめというより将来的には法令に触れる行為として、関係機関等と連携した学校の教育指導が必要な場合も含まれている。いじめを受けたと訴える児童生徒の立場に立ちながらも、いじめをしたとされる児童生徒の指導には、一人ひとりの課題の状況に応じた支援の視点を持つことが求められる。

(エ) 保護者との協力

a 保護者が何に困っているのかを的確に把握すること

学校は当該児童1の保護者の話を表面的にしか捉えておらず、保護者の主訴を的確に把握していなかったと言える。保護者の要望はわが子が落ち着いて過ごせるように適切な学校指導をしてほしいということに他ならない。学校は、当該児童1の特性やストレスを抱えやすい要因から生じる困り感を理解した上で、家でパニックが起きないような学校の対応を考えつつ、パニックが起きたときの対処法を医療、地域関係福祉機関、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)等と連携しながら保護者とともに検討し、保護者を地域で支えながら支援していくことが必要である。

b 学校の保護者との協力姿勢が一貫していなかった

関係児童Aの保護者は、当該児童1が不快に思ったならば申し訳ないと思い謝罪をしてきたこと、子どもが頑張って改善してきていること、にもかかわらず、教諭らからはいじめの加害者だからと言われ、登校時間をずらした上に校内での行動制限があるのには納得いかないと訴えた。学校が関係児童Aの保護者の訴えを真摯に受け止めたならば、双方への配慮が不十分であった学校運営を修正する機会にもなり得たと思われる。

イ 当該児童1と関係児童Bとの事案について

当該児童1が、この事案を話題にすると泣くこともありながら引き続き登校していることを受け止め、学校は支援や指導に努めることが求められる。また、学校は、いじめと訴えのあった行為に、法律で禁止されている行為となりうるものが含まれていないかどうかを見極めて対応していく必要がある。特に心身の成長の著しい時期における児童指導事案は、個別支援学級の児童だから猶予するのではなく、年齢相応の振る舞いを基準において積極的に指導していくことが求められる。その際に学校は、児童相談所等の他機関と連携して児童と家庭を手厚く支援していくことが必要である。

ウ 当該児童2と関係児童Bとの事案について

関係児童Bからの当該児童2への行為は4月から度々起こり学校は対応してきたが、いじめの認知については6月になってようやく行われた。当該児童2は、関係児童Bからの行為は今でも嫌な思いがあり、すぐには許すことはできないとのことである。学校は、当該児童2がそのような気持ちを抱えながら登校していることを受け止め、支援や指導に努めることが求められる。

(4) 教育委員会の対応について

ア 学校のいじめの対応への助言が不十分であった

(7) 学校教育事務所は法のいじめと捉えて対応する方針とした

当該児童1と関係児童Aとの間の事案について、学校教育事務所はいじめの 判断はいじめを訴えている児童生徒の立場に立って行うものとし、訴えのあっ た行為全てを法のいじめと判断した。そして、いじめの基本対応として、当該 児童1や当該児童2の困っていることに寄り添い、関係する児童らからの聴取 と記録の整理や保護者への説明が必要であると、早い段階で助言している。

その後、弁護士へ相談し、本件が法のいじめに該当し、その上で学校のケースワークが大切との見解を受けている。ケースワークとは、困難を抱えた当事者が主体的に生活ができるように個別的に援助することであり、学校が当該児童1と関係児童Aへ個別的に援助していくべきと理解できる。また、学校教育事務所は、学習の場を分けることや謝罪について弁護士の見解をそのまま学校へ伝えているが、的確に状況を把握した上で、専門家の見解のほかに状況に応じた具体的な指導や支援の在り方を伝えていくことが必要である。

(イ) 特別支援教育の実施といじめの対応が重なり合ったこと

合理的配慮とは、障害のある当事者が自らの意思を表明し、周囲がその障害を受容し環境の調整を行うというものである。障害の概念は、従来は障害のある当事者が障害による困難を訓練して克服するというものであったが、現在は環境と個人の間に生じる困り感を障害であると捉え、環境を調整することでその困り感を軽減していくことと転換されている。教育においては、障害のあるすべての人の人権を尊重し、教育を受ける権利を保障し、一般的な教育制度から排除されないようにすること、そして、合理的配慮を個人に提供し、インクルーシブ教育を実施していくこととされている。

環境と個人の間で生ずる困り感 (障害) をどのようにして軽減していくかは、アセスメントから支援という根拠を明確にして行うものである。具体的には、発達特性 (障害特性) や発達段階におけるアセスメントを行い、そして個別の教育支援計画の策定を行っていく。本件では、当該児童ら及び関係児童らの日常生活での困り感を十分にアセスメントすることにより明らかにして対応していたとは言い難い。関係児童Aの行為そのものを指導するというより、関係児童Aと当該児童1それぞれが抱える環境との間の困り感をアセスメントしてそれを軽減するために具体的な合理的配慮を提供していくことが求められたとも言える。

また、特別支援教育の方針が学校教育事務所内において十分に理解されているとは言えず、合理的配慮という言葉だけが一人歩きしていった側面がある。学校教育事務所は学校と保護者とが合意形成するようにと伝えているが、当該個別支援学級には、児童及び保護者と学校が話し合いながら児童の教育目標を明らかにしていく素地が薄く、そのためにその助言は学校の具体的な実行につながらなかった。

イ 保護者との協力体制をつくるための役割を明らかにすること

教育委員会と学校とで保護者の抱える困難を受け止めつつ、保護者との協力を 進めていくには学校と学校教育事務所がそれぞれにどのような方針と役割を担 ったらよいかを検討していく必要がある。

ウ 様々な専門家を調整して活用していくこと

教育委員会は、事案を俯瞰し、学校が抱える困難に対してどのタイミングでどのような専門家を活用していくかについて調整する役割を担っている。弁護士への相談について、学校が適時に適切な法的な助言が得られるよう早急に検討する必要がある。SSWについては、今後、保護者の子育て上の困りごとを把握しながら福祉機関へつなげ、地域福祉ネットワークにおける見守りを構築するなど、SSW本来の役割と介入の目的を明確にして活動することを期待する。同様に、関係児童Aや関係児童Bへの支援、そしてそれぞれの家庭への関わりについても再考する必要がある。また、スクールスーパーヴァイザー(以下「SSV」という。)やスクールカウンセラーについて、本事案では十分な活用が見られない。

学校教育事務所の指導主事は個別支援学級での児童指導事案について研修を行っており、再発防止の観点から適切である。個別支援学級の児童に対する指導支援は、個々の児童理解をアセスメントにより専門的に対応することが求められる。そして、教諭への指導助言のほか、学校教育事務所内の方針決定や学校全体の運営方針へも助言できるよう、より一層の人材育成と拡充が求められる。

エ 学校のいじめ調査への支援の強化

いじめ重大事態調査は、第三者委員会に関係機関等の情報への捜査権はなく、関係児童生徒の協力が得られず聴取ができない場合があるほか、いじめを受けたと訴える児童生徒にとっては調査期間が長くなることへの不利益や公表に伴う心理的負担が予想される側面がある。学校のいじめ調査が事実の確認を含めて一番迅速に進められ実効性が高く、いじめをされたと訴える児童生徒や保護者と学校とが速やかに折り合う可能性が高いものである。教育委員会は学校が効果的に学校調査を実施できるように支援することが必要である。

オ 医療との連携について

教育委員会は、地域で児童生徒が医療的な支援を受けられ、家庭と学校と医療との連携がすすむような仕組みを検討することが求められる。

(5) 本事案の特徴と今後の望ましい取組について

これまで述べてきた本事案の特徴を四つにまとめる。

第一に、本事案は個別の教育支援計画をもとに教育指導を受けている個別支援学級の児童間で起き、その行為に意図性がなかったり、障害特性や発達段階が異なった児童間で起きている事案であったりするなど、当該児童らがいじめと訴えた行為が法のいじめと判断することが難しい側面があった。

第二に、学校がいじめと認知した後に、本来関わる児童らへの支援や指導に配慮が必要であったにも関わらず、形式的にいじめの被害者と加害者との関係性における画一的ないじめの指導を行った。

第三に、いじめの対応における学校組織の取組において、学校として一定の方針に基づかず、個々の教諭がそれぞれに判断して対応した。

第四に、教育委員会は学校のいじめの対応に速やかに関わり、助言や相談に応じたが、結果的には教育委員会の一方的な関わりとなり学校の主体性を弱めた。

本事案では、訴えの多くが法のいじめとは認定されなかったが、当該児童らや関係児童らが困難を抱えていたことは事実であり、今後同様な事案を生じさせないために、学校や教育委員会の今後の望ましい取組について、ここに提言する。

ア 法のいじめを適切に認知し対応すること

いじめと訴えられた行為が訴えた児童生徒に向けられていない場合には、いじめと認定されない事案がありうるのであり、これからの法の運用に向けて一つの積み重ねとなることを期待する。また、学校現場にこれからより問われるのは、法のいじめの適切な認知とともに、いじめの態様を吟味し、関わる児童生徒への適切な指導と支援の工夫である。そのためには、学校及び教育委員会がいじめの訴えがある時に、児童生徒間のねじれを一つひとつ紐解くことや、仮に法上のいじめとして認定されないものであったとしても、困っている児童生徒の立場に立ち、起きた出来事から将来に向けて共に考え乗り越えていくことを基本とすることが求められる。

学校や教育委員会は、積極的ないじめの認知を行うだけに留まることなく、子どもたちの育成に主眼をおき、それぞれのいじめの背景を踏まえたうえで、それぞれの子どもたちにとって最適な指導・支援を考え、行うことが最も重要であることを再認識すべきである。

イ 一人ひとりの児童生徒理解を組織で深めること

学校がいじめにおける心身の苦痛を理解していくためには、児童生徒の育ちを 支援していく視点をもつことが不可欠である。その上で、一人ひとりの児童生徒 理解を組織全体で共有することである。これは、様々な情報を多面的な視点で捉 えることが可能となり、さらに児童生徒理解が深まる機会となる。

教育委員会は、学校組織での児童生徒理解が深まるように、職員研修の内容、 実施時期や方法の検討、必要に応じてSSVや特別支援教育の専門家らを講師と する研修会等を実施し充実させていく必要がある。

ウ 児童生徒指導の一連の対応と組織的対応力を高めること

学校は、策定したいじめ防止基本方針を今一度確認し、実効性のある施策を進めることが重要であり、児童生徒指導の過程において、組織的な取組ができているかを確認し、その力を高めることが必要である。そのもとで、専任、担任、学年職員等でのチーム体制をつくり、学校全体での情報共有と方針の協議を行い、共通認識をもったうえで、それぞれの役割を明確にして対応していくことが求められる。

教育委員会は、事案の初動から校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体的に組織として取り組めるような支援を今後検討していかなければいけない。事案を俯瞰し見立てながら、学校の主体性を損なうことなく、学校と教育委員会が足並みをそろえて取り組めるように助言していくことが求められる。

エ 児童生徒及び保護者を地域へつなげ支えること

学校は、必要に応じて地域関係機関と連携して児童生徒や保護者を支えていくことが必要である。児童生徒と保護者が抱える困難を学校で見極めながら、家庭を地域へつなげることが求められる。学校の窓口は管理職を中心にしながら専任をはじめ校内で役割分担して対応することが必要である。

教育委員会は、必要に応じて、学校と関係機関との調整等にSSWの活用や派遣を検討し学校へ助言することが求められる。

オ 教育委員会は個別支援学級への支援を拡充しインクルーシブ教育を推進して いくこと

教育委員会は、合理的配慮の提供の在り方、障害のある当事者の主体的な意思 決定や合意形成の在り方、そして当事者の権利や周囲の障害受容等について整理 し、各学校へ適切に助言していく必要がある。

さらに、市内の各学校の個別支援学級への支援の強化が求められる。個別支援 学級では、児童生徒の状況を適切にアセスメントし、課題に応じた教育支援計画 を作成し、児童生徒や保護者と合意しながら支援や指導を行わなければならず、 より適切な支援や指導を行うために、各学校の実態の把握を適切に行い特別支援 教育の実践に対して助言することが必要である。具体的には、障害特性に応じた 学級編制において専門的な指導を行うこと、異なる障害特性のある児童生徒に対 し合同にて指導を行う場合にはその理由と指導方法を十分に明らかにして行う こと、そのためにも教諭の経験や専門性を高める研修を行うこと、具体的に助言 できるような特別支援教育の専門家及び特別支援教育担当指導主事の派遣を柔 軟にできるように拡充すること、個別支援学級の職員数を増やすことや環境調整 が行われやすい教室環境を整備することが求められる。

そして、個別支援学級におけるいじめや性に関わる児童生徒指導事案へ対応していくために再度ルールを明確にしていくこと、児童生徒それぞれが自分のこころと体の理解を深めてストレスに対処できる力や性教育に関わる系統立てた教育プログラムを特別支援教育へ導入する等、検討していくことが必要である。

また、個別支援学級の児童生徒は、一人ひとりの教育的ニーズに応じて一般学

級においても交流及び共同学習を行っている。インクルーシブ教育を推進していくためにも、学校全体で児童生徒理解やその指導や支援の在り方が深まるようにしていくことが望ましい。個別支援学級と一般学級の垣根を越えた指導や支援の在り方をより深めていくことが求められる。

カ 教育委員会が学校支援を効果的に行うための仕組みをつくること

学校の組織づくりには、学校教育事務所が中心となり指導主事が学校へ出向き一緒に考え、時には必要に応じて、専門家を調整して適切に派遣するような仕組みをつくることが必要である。校内での教諭らの学び合い(OJT)が円滑に進むための工夫や情報の提供に努めることも引き続き必要である。また、学校や個々の教諭が判断のつかない時や具体的な対応策に困った時に速やかに相談できる窓口を設置する等の検討が求められる。

キ 地域社会への情報発信の取組について

児童生徒の将来に向けたいじめの対応には、保護者を含めた地域社会の理解と協力が必要不可欠である。「いじめ」という言葉から思い描かれるイメージは、受け止めた人のこころのあり様が重なり、関わる人のこころを揺さぶりながら時には独り歩きしがちである。市のこれまでの取組に加えて、地域社会へ今まで以上に法の趣旨を知らせ、法のいじめとは何か、児童生徒がいじめという出来事を乗り越えるためにはどうしていくと良いかを一人ひとりの成長と未来に向けた教育的指導支援の実践とともに発信していくことが求められる。

ク 学校生活アンケート等の保存期間について

いじめに関する生活アンケート等は実施時において児童生徒を把握するだけでなく、その後にいじめを含む学校生活上の困難に児童生徒が遭遇した時に、客観性をもった資料として有効であり、いじめ重大事態調査では欠かせないものである。いじめ事案の発生から調査が実施される時点までの期間を踏まえて、十分な保存期間を設定することを求める。

ケ いじめ重大事態調査後の再発防止の取組について

市は、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書(平成29年3月31日)を作成し、再発防止策のポイントを提示しているが、その後のいじめ重大事態調査における答申内容は、本事案を含めて上記の再発防止のポイントと重なるところが多い。今一度、再発防止策の取組における実効性や課題などに関する振り返りの調査及び検討が必要と思われる。

以上